

第三十五号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例  
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）の施行による地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。